

研修用

様式(細則 5-2)

平成 29 年 8 月 10 日

浜田市議会議長
西 田 清 久 様

議員名 平 石 誠



調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 平成 29 年 8 月 8 日 (火) 8 : 00
～ 平成 29 年 8 月 9 日 (水) 14 : 00

2. 研修内容

集中講座 in 京都「議員が守るべき政治倫理とは」
講師 (株)地方議会総合研究所 広瀬和彦氏

3. 研修先 京都府京都市 京都テルサ

4. 調査経費 54,520円

(内訳)	講座受講料	15,000円
旅費	高速道路料金	5,000円
	新幹線	23,220円
	ホテル代	9,000円
	駐車場料金	2,300円
	旅費 計	39,520円)

5. 調査研究活動の概要
次ページより



(内容)

1. なぜ政治倫理が必要なのか

- ① 議員や公務員などの公職者の地位は主権者である国民からの信託に基づくものであり、政治倫理が欠如または喪失すると汚職や腐敗に直結する恐れが高いため。
- ② 公職者の私的な利害関係によって公職の適正な遂行が妨げられる恐れがあるため。

☆政治倫理確立にあたっての留意点

- ・政治倫理を確立するに当っては法的規制が必ずしも必要であるとまではいえず、議会の内部的、自主的規律を優先する必要がある。
- ・過剰な政治倫理に対する規制は議員へのプライバシーの侵害問題と同時に、議員として有為な人材を政治から遠ざけることに繋がる恐れがある。

☆政治倫理・資産公開条例制定状況

- ・全国 813 市のうち、

政治倫理条例（資産公開の規定を含む）を制定	46 市
政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）と資産公開条例をそれぞれ制定している	4 市
政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）を制定	289 市

2. 政治倫理の基準を考える

政治倫理の基準としては地方政治の不正・腐敗を防止する目的の上で基準を勘案することが当初の目的であったが、現在は、地方政治の不正・腐敗の防止だけでなく、刑法違反等の議員としての適格性に欠けた言動に対する基準が勘案されるようになってきた。

3. 政治倫理・資産公開条例の必要性とその解釈

①政治倫理条例の意義

政治倫理条例とは、公職選挙法や政治資金規正法では規制することができない長等または議員がその地位を利用した不正な政治活動を抑止するための条例である。

②政治倫理条例制定の契機

大阪府堺市において昭和 58 年に制定された。制定された背景には、学校建設に係り汚職をした議員の居座りをきっかけに市政浄化の声が高まり、議員立法で制定された。

③政治倫理条例制定の目的・必要性

目的 → 長等や議員など住民を代表する公職者が、その権限や地位を不正に行使して、自己または特定の第三者の利益を図ることを未然に防止する。

必要性 → 政治倫理に関する法律上の観点からの必要性と、刑法およびあつせん利得処罰法の観点からの必要性がある。

☆政治倫理条例の適用対象

自治体の長、副市長、会計管理者、教育長、議員である。

④政治倫理の基準

- ・不正疑惑行為の自粛
- ・地位利用の金品授受の禁止
- ・請負等のあっせん禁止
- ・職員に対する職務執行への不当介入の禁止
- ・職員の採用等のあっせん禁止
- ・道義的批判のある企業献金の自粛

4. 政治倫理審査会について

①意義と地位

政治倫理条例の実効性を担保するもので、条例を構成する政治倫理基準の遵守をチェックする機関である。

②任務と権限

- ・政治倫理基準や請負辞退等の違反の疑いで住民の調査請求があったとき、必要な調査、報告、勧告を行う。
- ・政治倫理の確立を図るため、長からの諮問に対し協議し答申する。

③構成員

政治倫理条例制定議会においてまちまちではあるが、議員が構成員となることは避けるべきである。(任命に関わる、審査に関わるべきではない)

5. 兼業禁止と二親等請負の規制

①兼業禁止と二親等請負禁止の関係

兼業禁止規定の対象は議員本人のみであり、議員の配偶者や親族には兼業禁止規定が及ばない。それゆえに、兼業禁止規定の趣旨を尊重して、政治倫理の観点から配偶者や一定の範囲の親族等が経営する企業は当該自治体との請負契約を辞退するように努めなければならないと規定するのが適当である。(地方自治法 92 条の 2、142 条による)

②兼業禁止の趣旨

議員は所属する地方公共団体での議会の一員として、予算や契約の締結等において議決権等を有し、直接間接に地方公共団体の事務執行に関与することができる立場であるため、議員が所属する地方公共団体等の間で利害関係に立つと、議会運営の公正や事務執行における適正化を確保することが難しくなる恐れがある。

③兼業禁止の態様

- ・議員個人が当該地方公共団体に対して請負をすること。
- ・議員が当該地方公共団体に対して請負をする個人の支配人になること。
- ・議員が主として当該地方公共団体に対し請負をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人および精算人となること。

④兼業禁止の判断方法とその効果

判断方法 → 議会において出席議員の 2/3 以上の多数決により決定 (地方自治法 127 条 1 項)

効果 → 資格なしとの決定のときから議員としての身分を失う。

⑤指定管理者の指定と兼業禁止

地方自治法に基づき議会の議決を経たうえで地方公共団体に代わって管理を行うものであるから、地方公共団体と指定管理者が取引関係に立つのではないので、兼業禁止における請負に該当しない。

6. パワハラ・セクハラ等に関して

近年では、政治倫理条例に盛り込まれるようになってきた。

・パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう。

・セクシャルハラスメント

職場において、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動起因するものであって、①職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けること、または②職場において行われる性的な言動により労働者の就業環境が害されることをいう。

☆ 議員と議会事務局職員との関係性

*議長と議会事務局職員は地方自治法 138 条 5 項および 7 項により上司部下の関係あり。

*議員と議会事務局職員は上司部下の法的関係性はなし。

(感想)

浜田市においては、平成 20 年に政治倫理条例を制定し、過去 3 回審査会が開催された経緯がある。今回の講座受講で審査会構成員について議員はなるべきではないとの見解が示された。背景には資産公開も含めた政治倫理条例に基づくものではあるが、確かに議員が議員を審査することは公平性や専門性にかける部分もあると思われた。また、不規則・不穏当発言やパワハラ・セクハラ等に関しても全国的に問題になっている事例が散見されていることから、当市の条例も見直すべき時期にきているのではないかと感じたところである。

ただ、何にしても市民に選ばれた議員が政治倫理条例のお世話になることが無いように、自分も含め、清廉潔白な議会活動をしていきたいものである。

以上報告とします。